

関係各所属所長 様

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

令和 7 年度「ヘルスアップ支援事業」の実施について

会員の健康の維持を支援するため、「ヘルスアップ支援事業」を下記のとおり実施します。
つきましては、「ヘルスアップ支援事業請求書送付票」を御確認いただき、「ヘルスアップ支援事業請求書」を該当会員にお渡しくделаいますようお願いいたします。

記

1 事業の趣旨

前年度に医療給付を受けていない会員が、スポーツクラブ等の施設を利用又は会員本人が使用する健康用品を購入し、自己負担額が 5,000 円以上(商品券やポイント利用分を除く)となったとき、請求によりその費用の一部として年度に 1 回 3,000 円を補助します。

2 補助対象者

前年度(令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)に互助会の医療給付(療養費及び家族療養費)を受けていない会員。

※ 令和 6 年 6 月、12 月支給月に医療給付を受けていない会員。本年 4 月 1 日時点で、会員資格を取得してから 13 月に満たないものを除く。

3 請求方法

「ヘルスアップ支援事業請求書」に、施設を利用又は健康用品を購入したときに発行される領収書(原本)を添付し、福利課貸付・ライフプラン担当へ提出してください。
宛名に会員本人の氏名(フルネーム)が記載された領収書のみ受付できます。

その他詳しい内容については、別添「ヘルスアップ支援事業実施要綱」を御参照ください。

4 補助の対象となる施設利用・健康用品購入期間 及び 提出期限

- 利用・購入期間 … 令和 7 年 4 月 1 日(火)～令和 8 年 2 月 28 日(土)
- 提出期限 …………… 令和 8 年 3 月 13 日(金)(福利課必着)

5 その他

- (1)「ヘルスアップ支援事業請求書送付票」は、令和 7 年 5 月 22 日現在の会員情報を基に作成しています。氏名の相違や既に退職した会員の記載等がありましたら、下記お問合せ先まで御連絡ください。
- (2)実施要綱等は、互助会ホームページ【<https://gojo-saitama.jp/>】にも掲載しますので、御活用ください。

【書類の提出・お問合せ先】

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-14-21

埼玉県教育局教育総務部福利課 貸付・ライフプラン担当

TEL 048-830-6701

ヘルスアップ支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人埼玉県教職員互助会運営規則(平成25年4月1日施行)

第2条第1項イの規定に基づき実施する「ヘルスアップ支援事業」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の趣旨)

第2条 次条に定める補助対象者が、施設(スポーツクラブ、ジム、ヨガ教室、スイミング等)を利用した場合又は健康用品を購入した場合、その費用の一部を補助することにより、会員の健康維持を支援する。

(補助対象者)

第3条 前年度(4月1日から3月31日)に互助会の医療給付(療養費及び家族療養費)を受けていない会員。ただし、当該年度4月1日時点で、会員資格を取得して13月に満たない者を除く。

第4条 補助額は、3,000円とする。ただし、前条の補助対象者本人が、施設の利用又は健康用品の購入に要した費用の自己負担額が5,000円以上となった場合に限る。なお、補助対象となる用品等は、別紙1のとおりとする。

(補助対象利用期間)

第5条 ヘルスアップ支援事業の対象となる施設の利用期間又は健康用品の購入期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとする。

(補助回数)

第6条 補助回数は、当該年度内1回とする。

(請求方法)

第7条 ヘルスアップ支援事業を請求しようとする会員は、あらかじめ送付される「ヘルスアップ支援事業請求書」に次条の添付書類を添え、一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長に提出しなければならない。

(添付書類)

第8条 「ヘルスアップ支援事業請求書」には、施設を利用した際又は健康用品を購入した際に発行される、次の項目が記載された領収書又はレシート(いずれも原本)」を添付しなければならない。

- (1) 施設利用者又は健康用品購入者の氏名(会員氏名)
- (2) 施設利用の内容又は購入した健康用品名
- (3) 施設の利用日又は健康用品の購入日
- (4) 支払金額5,000円以上(複数の領収書の合計金額で可)
- (5) 領収書発行者の名称

(請求書の提出期限等)

第9条 請求書の提出期限は、毎月15日とし、翌月の21日に登録口座に送金する。また、利用日又は購入日の属する年度の3月15日(必着)を最終の提出期限とする。ただし、これらの日が休日等の場合は、前日とする。

(その他)

第10条 その他必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別紙 1

	スポーツクラブの利用	健康用品の購入
支 援 対 象	1 利用するための費用 (1)入会金 (2)会費 (3)会員証発行手数料 (4)施設利用料 2 トレーニングするための費用 (1)用具購入代 (2)メディカルチェック費用 (3)トレーニングメニュー作成代 (4)プライベートレッスン代 (5)用具・用品・器具レンタル料 3 スポーツ施設等の利用 (1)ゴルフ場 (2)テニスコート (3)ボーリング場 (4)バッティングセンター 等	1 運動をするための用品 (1)ランニングシューズ (2)トレーニングシャツ (3)水着 (4)フィットネスウェア (5)レオタード (6)Tシャツ 2 運動するための器具 (1)ラケット、ボールなど競技のための用品 (2)ダンベル (3)ランニングマシーン (4)ヨガマット 3 健康維持のための器具 (1)マッサージ機 (2)青竹踏み 等
支 援 対 象 外	※利用に付随する費用 1 駐車場代 2 送迎バス代 3 コインロッカー代 4 マッサージ代 5 入浴代 等	※飲料・食品類など、身体に取入れるもの 1 サプリメント 2 ビタミン剤 3 医薬品 4 特定保健用食品 5 美容用品 6 ダイエット食品 7 健康食品 8 栄養補助食品 9 滋養強壮剤 等